資料４－２

大阪府環境審議会の部会廃止に係る考え方について

１．現状及び問題点

○　環境審議会の部会は条例第 6 条の規定により設置しているが、廃止の時期については明確な規定が無く、諮問事項に係る答申後も部会は存続し、議題が無い限り休止扱いの状態となっている。平成 29 年 12 月 7 日現在、21 の部会が存在し、そのうち 11 の部会が休止扱いとなっている。

○　部会の廃止については、本審議会が判断することになるが、これまでそのような取り扱いとはなっておらず、全てが休止扱いとなっていた。

○　常設以外の部会については、条例第 6 条第 2 項の規定により、必要に応じて置くことができると定められていることから、これまで明確な規定がなかった既存の部会の取り扱い及び今後の部会の廃止に係る考え方について、今回改めて整理することとする。

２．部会廃止の考え方について

（１）既存の部会について

①　条例で常設とされている部会については、そのまま継続とする。

- 温泉部会
- 水質部会
- 野生生物部会

②　①以外の部会のうち、計画の進行管理を部会で行うこととなっているものなど、今後継続的に審議事項が見込まれるものについては、そのまま継続とする。

- 環境総合計画部会
- 温暖化対策部会
- 環境・みどり活動促進部会
- リサイクル製品認定部会

③　①、②以外の部会のうち、現在調査審議事項がある部会については、部会報告を行い審議会の答申とする議決が得られる等により、一定の役割を終えたものと審議会が判断するものは、審議会の議決を経て廃止する。

- 土壌汚染対策検討部会
- 水銀の大気排出規制検討部会
  ※平成 29 年度第 2 回環境審議会において部会報告

④　①～③以外の部会のうち、緊急的な審議事項の可能性がある等、継続して設置する必要があるものについては、そのまま継続とする。

- 廃自動車認定部会

⑤　①～④以外の部会については、廃止するものとする。

- 流入車対策部会
- 瀬戸内海環境保全計画部会
- 循環型社会推進計画部会
- 土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会
- 石綿飛散防止対策部会
- 新たなエネルギー社会づくり検討部会
- 生活環境保全等施策検討部会
- 廃棄物処理計画部会
- 費用負担計画部会
- 揮発性有機化合物・化学物質対策部会
- 地球温暖化・ヒートアイランド対策制度化検討部会

（２）今後の部会の廃止について

部会報告を行い審議会の答申とする議決が得られる等により、一定の役割を終えたものと審議会が判断するものは、審議会の議決を経て廃止する。

（参考）　大阪府環境審議会条例第６条

第六条　審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

一　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の規定によりその権限に属された事項その他温泉行政に関し必要な事項　温泉部会

二　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、環境基本法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）の規定によりその権限に属された事項のうち水質の保全に関するもの並びに水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和四十九年大阪府条例第八号）第三条の上乗せ排水基準の設定、変更又は廃止に関する事項　水質部会

三　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属された事項その他野生生物の保護及び管理に関し必要な事項　野生生物部会

2　審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。

（参考）大阪府環境審議会の部会と主な審議事項について（平成 29 年 12 月 7 日現在）

環境審議会

温泉部会　【健康医療部環境衛生課】
- 温泉法に基づく温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可
- 温泉法に基づく温泉の採取制限命令又は掘削、増掘及び動力装置許可の取消

水質部会　【環境管理室環境保全課】
- 水質汚濁防止法等に基づく排水基準
- 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の作成、設定
- 水質汚濁防止法に基づく測定計画の作成
- 環境基本法に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型当てはめ

野生生物部会　【動物愛護畜産課】
- 鳥獣保護管理計画の策定・変更
- 特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の全部又は一部の解除
- 鳥獣保護区の指定・変更

環境総合計画部会　【環境農林水産総務課】
- 環境総合計画の進行管理に関すること

温暖化対策部会　【エネルギー政策課】
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及びヒートアイランド対策推進計画の進行管理に関すること

環境・みどり活動促進部会　【エネルギー政策課・みどり推進室みどり企画課】
- 環境保全及び緑化に係る府民等の活動の促進施策のあり方に関すること
- 環境保全基金及びみどりの基金の運営及び活用事業の審査に関すること
- 環境保全及び緑化活動に係る表彰の選考その他賞の運営に関すること

リサイクル製品認定部会　【循環型社会推進室資源循環課】
- 大阪府循環型社会形成推進条例に規定する再生品の認定

廃自動車認定部会　【循環型社会推進室産業廃棄物指導課】
- 大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例に基づく廃自動車認定基準の変更及び廃自動車の認定

土壌汚染対策検討部会　【環境管理室環境保全課】
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方

水銀の大気排出規制検討部会　【環境管理室環境保全課】
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方

（太枠）：環境審議会条例第６条第１項に規定する**常設部会**（温泉部会、水質部会、野生生物部会）

（細枠）：環境審議会条例第６条第２項に規定する**部会**

※下線部は部会の専決事項（温泉部会の２項目、水質部会の「水質汚濁防止法等に基づく排水基準」「水質汚濁防止法に基づく測定計画の作成」、野生生物部会の３項目、環境・みどり活動促進部会の第２・第３項目、リサイクル製品認定部会、廃自動車認定部会）